

# 【新型コロナ関連】令和4年度相当分白河市国民健康保険税減免の簡易フロー

納期限が、令和5年4月1日から令和6年3月末までの間に設定された令和4年度相当分の国保税であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年事業収入等が減少した。※事業収入等とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入。

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、又は重篤な傷病を負った。

新型コロナウイルス感染症関連の国保税減免の対象外です。

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者が、会社都合により離職し、雇用保険の失業給付を受けた(非自発的失業)。※離職時点で65歳未満  
※雇用保険受給資格者証の12.離職理由「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

はい

いいえ

主たる生計維持者について、給与収入のほかに、事業収入、不動産収入、山林収入が減少した。

はい

いいえ

「非自発的失業にかかる保険税の軽減制度」により、国保税を軽減します。※別途、申請が必要です。

下記の要件すべてに該当する。

【要件①】主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの令和4年の収入が、令和3年の当該収入と比べて30%以上減少。

【要件②】主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が1,000万円以下。

【要件③】主たる生計維持者の前年比30%以上の減少した収入にかかる所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下。

※注意 令和4年に30%以上減収する事業収入等の令和3年の所得が0円以下の場合は、減免の対象となる国民健康保険税を計算できないため、減免の対象外となります。

はい

いいえ

納期限が、令和5年4月から令和6年3月末までの方は、申請により、減免の対象となる見込みです。

※納期限が令和5年3月末までの方の申請は令和4年度末で終了しております。

※非自発的失業の場合、「非自発的失業にかかる保険税の軽減制度」と併せて、減免を受けられる場合があります。別途、申請が必要です。

減免の対象外となる見込みです。

※非自発的失業の場合、「非自発的失業にかかる保険税の軽減制度」により、国保税を軽減します。別途、申請が必要です。

納期限が、令和5年4月から令和6年3月末までの令和5年度分の国保税の【新型コロナウイルス関連】令和5年度分国民健康保険税の減免制度はありません。